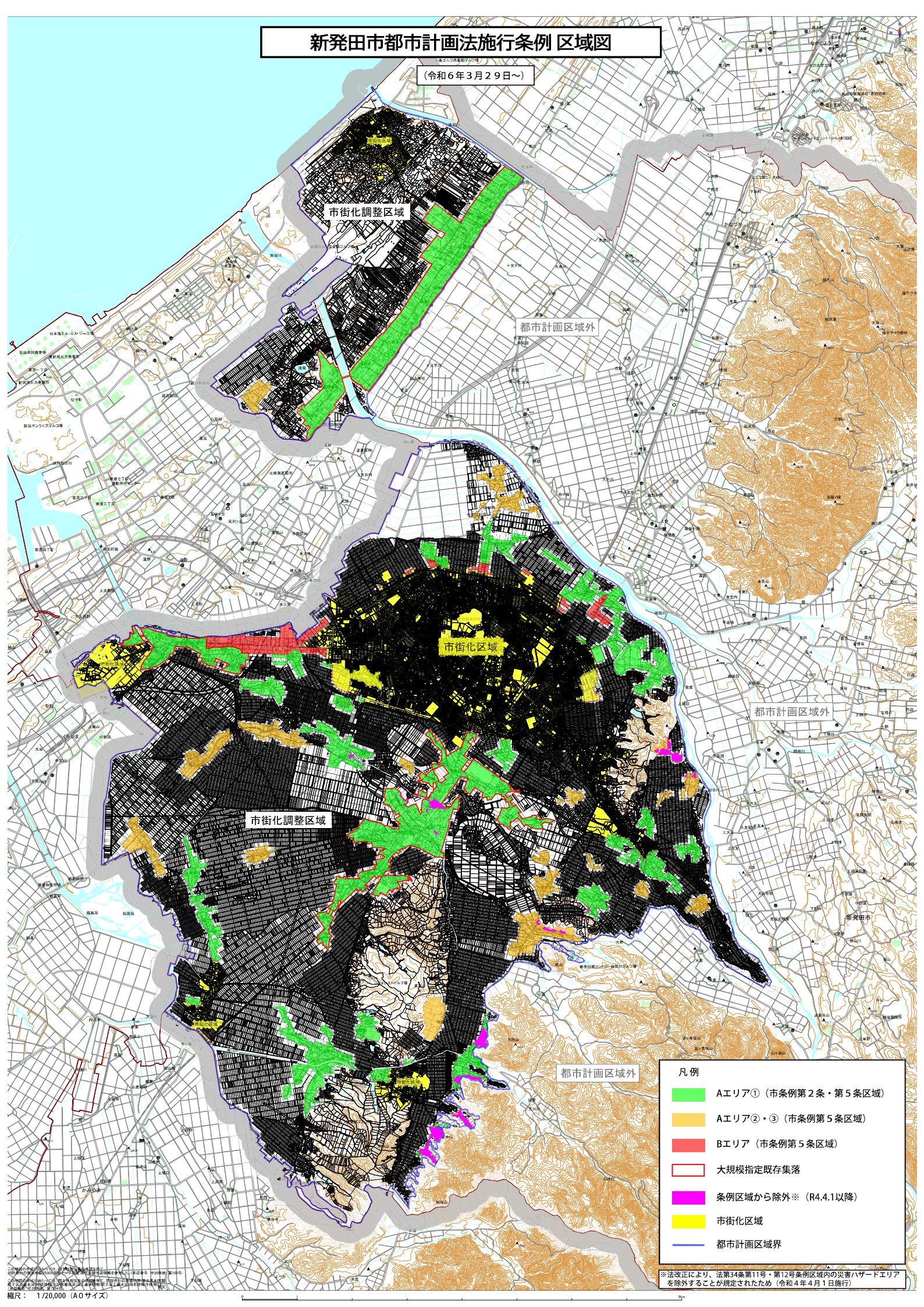


新発田市都市計画法施行条例 区域図

(令和6年3月29日～)



- 凡例
- Aエリア① (市条例第2条・第5条区域)
 - Aエリア②・③ (市条例第5条区域)
 - Bエリア (市条例第5条区域)
 - 大規模指定既存集落
 - 条例区域から除外※ (R4.4.1以降)
 - 市街化区域
 - 都市計画区域界

※法改正により、法第34条第11号・第12号条例区域内の災害ハザードエリアを除外することが規定されたため (令和4年4月1日施行)